令和８年度多文化共生･外国人材受入れの取組について

「長野県多文化共生推進本部会議（令和８年３月25日開催）」資料

基本的な考え方

■政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（R8. 1月改訂）では、「国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す」という方向性が示された。

■県としても、この方向性を踏まえ、多文化共生の推進と県民の安全・安心の確保の両面から、データやファクトに基づいて冷静に議論し、調和のとれた外国人政策を推進する。
・「多文化共生等県民意識調査」等の結果を踏まえた施策の立案及び推進
・各所属における外国人関係データの整理・活用

重点的に取り組む事項

１．外国人県民が日本語・文化・生活習慣・ルール等を学ぶ機会の拡充【多文化共生WG】

■県のオンライン日本語教室において文化・生活習慣・ルール等を学ぶ内容の拡充
■市町村及び企業等が実施する日本語や文化・生活習慣・ルール等を学ぶ場づくり等のパイロット事業を支援
■民間交流団体や地域日本語教室等との意見交換を行い、文化・生活習慣・ルール等を学ぶ効果的な取組を検討

２．外国人材の適正な受入れと定着の支援【外国人材受入WG】

■受 入 前：関係機関との意見交換や、適正な受入れに向けた企業の理解促進
■受入段階：相談・マッチングによる「はじめの一歩」の支援と、日本語教育支援による定着促進
■分 野 別：特に介護分野について、事業者の理解促進から外国人材の技術向上・住居生活支援までをパッケージで実行

３.インクルーシブな教育の推進【外国人児童生徒等教育WG】

■小学校１年生において25人規模学級編制の実現と、25人規模学級のメリットを活かした指導法やカリキュラム等の研究
■外国人児童生徒等が安心して学べる環境を構築するため、日本語初期指導の在り方を研究

令和８年度　多文化共生WGの主な取組

現状　（R7年6月末）
県内の在留外国人数：48,288人⇒10年前の約1.5倍
国　籍　別：中国8,523人(18%)、ベトナム7,582人(16%)、フィリピン5,760人(12%)、インドネシア4,926人(10%)、ブラジル4,653人(9%)
在留資格別：永住者14,182人(29%)、特定技能6,993人(14%)、技能実習6,840人(14%)、定住者3,709人(8%)、技術・人文知識・国際業務3,464人(7%)

行政に望む施策　（「多文化共生等県民意識調査」より）
日本人対象調査の結果：日本の生活習慣やマナーを学ぶ機会を提供する（55.7%）　**外国人対象調査の結果**：日本語教室など、日本語を学ぶ機会を提供してほしい（40.1%）

１．外国人政策の推進

■長野県外国人政策検討懇談会による議論
多文化共生等県民意識調査の結果を踏まえ、有識者等による懇談会において本県の外国人政策の方向性について議論

■長野県多文化共生推進本部による部局横断取組の推進
外国人県民に関する情報共有、部局横断の取組の推進

２．日本語や文化・生活習慣・ルール等を学ぶ機会の充実

■地域日本語教育の体制づくり事業【県文】
外国人県民が生活に必要な日本語や文化・習慣・ルール等を学べる環境を整備するため、人材連携型教室の普及、日本語交流員等の養成等を実施
（県内の地域日本語教室76ヵ所、地域日本語教育コーディネータを4名配置して支援）

■信州で暮らそうオンライン日本語教室事業【県文】
日本語教室に通えない外国人が生活に必要な日本語や文化・習慣・ルール等を学べるよう、オンライン日本語教室を開催（レベル別に開催予定、生活習慣・ルールの内容を充実）

■新 外国人との共生のためのパイロット事業【県文】
市町村や企業等が取り組む外国人との共生のためのパイロット事業（例：外国人が日本語や文化・生活習慣・ルール等を学ぶ場づくりや、多文化理解、相互交流の推進のための取組）の支援（1市町村100万円まで / 1社50万円まで）

■外国人向け交通ルール遵守に係る啓発動画及びチラシの作成・配布【県文】
外国人向けに、自転車利用の交通ルールを動画・チラシで周知

■新 外国人材日本語習得支援事業【産労】
外国人材の定着・活躍促進に向け、技能検定に必要な日本語教育に係る企業の費用を支援（1社15万円まで）

３．生活者支援等の充実

■長野県多文化共生相談センター設置事業【県文】
多言語での一元的な対応による外国人県民の生活相談や情報提供の実施
（母語相談員を5名配置して多言語対応、R8年2月末相談件数:1,479件）

■災害時の外国人支援体制整備事業【県文】
災害多言語支援センター訓練と外国人向け防災講座により、災害時の外国人支援体制を整備（県総合防災訓練において実施）

■ヤングケアラー支援のための外国語対応通訳派遣支援事業【県文】
日本語でのコミュニケーションが困難な家族のための通訳を担うヤングケアラーに対する支援
（R8年2月末派遣数:107件）

■長野県医療通訳コールセンター運営事業【健福】
24時間・多言語で電話での医療通訳を提供（R8年2月末相談件数:298件）

■中国帰国者のための支援相談員配置、通訳等派遣事業【健福】
生活全般の相談・助言を行う相談員の配置や医療機関受診等のための自立支援通訳等を派遣（支援相談員5名、自立指導員５名、自立支援通訳６名を配置）

４．情報発信・相互理解等の促進

■新 長野県公式ホームページへの対話型AIチャットボット導入事業【企画】
県公式ホームページに対話型AIチャットボットを導入し、多言語・音声で県政情報を提供

■税金のお知らせ【総務】
外国人住民向けに、納税意識向上と税制度周知のため、県公式サイトに案内を掲載

■県公式ホームページによる消防団活動の情報発信【危機管理】
外国人県民の消防団活動への理解促進のため、県公式ホームページで外国人向けに情報発信（R7年調査における外国人消防団員数:37名）

■多文化共生理解促進事業【県文】
多文化共生の理解促進のための県民（日本人・外国人）を対象としたワークショップの開催

令和８年度　外国人材受入WGの主な取組

現状

・労働人口の減少を受け、県内の**外国人労働者数は年々増加**している（令和７年10月末現在30,672人、令和２年から10,814人増加）※1。
・**外国人材を必要と考える企業も増加**している（「必要」「どちらかといえば必要」の合計が令和５年58.2%、令和元年から10.2ポイント増加 ）※2。
・令和９年４月に開始される育成就労制度は、特定技能制度と連続性を持たせることで、我が国での就労を通じて、長期にわたり産業を支える人材を育成・確保することを目指すもので、育成就労→特定技能１号→特定技能２号※3へ移行する外国人労働者の増加が見込まれるとともに、特定技能２号に帯同する**家族の増加**※4が見込まれる。

県内企業の課題（長野県景気動向調査（令和７年10月分）付帯調査）

・雇用経験のない企業：社内の**受け入れ体制の未整備**（47.5%）
・雇用経験のある企業、ない企業に共通する課題：**コミュニケーション（日本語での意思疎通）**（経験あり：43.1%、経験なし：45.0%）

※1　外国人雇用状況の届出状況（長野労働局）
※2　外国人材受入れに関するアンケート集計結果（労働雇用課）
※4　記載のうち、家族の帯同は特定技能２号のみ認められている
※3　特定技能１号：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（16分野）
特定技能２号：特定技能１号の16分野のうち、介護、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業を除く11分野（介護は在留資格「介護」あり）

横断的な取組

〇企業の意識醸成・受入体制整備・マッチング支援

■外国人材受入企業支援事業（R８年２月末相談件数286件）
・適正かつ円滑な受入れ促進のため、行政書士が相談・助言を実施
・外国人材採用希望企業に対し、監理団体や登録支援機関等を紹介
拡 人材定着のためのポイント、キャリアパス構築の必要性等を啓発するセミナーを開催（年８回→９回）

〇企業による日本語教育等の支援

■日本語講座の提供等
・在職者訓練事業等による日本語講座の提供
・しんしゅう日本語教育等人材バンクによる日本語教師の紹介（登録人数92人、紹介件数47件）
■新 外国人材日本語習得支援事業
・外国人材の定着･活躍促進に向け、技能検定に必要な日本語教育に係る企業の費用を支援（最大15万円/社）

〇外国人留学生の県内就職促進

■外国人留学生就職促進支援事業
・留学生等と県内企業の出会いの場となる「グローバルキャリアフェア」の開催（年２回）
・「留JOB信州」（信州留学生就職促進プログラム）の運営支援

分野別の取組

〇介護

■介護人材確保対策事業
・訪日前研修（日本式介護）の受講への支援（最大５万円/人）
・外国人材活用に関する説明会の開催（セミナー、見学ツアー各２回）
・海外現地での人材確保に係る取組への支援（最大50万円/法人）
拡 外国人材の住居借り上げ経費への支援（期間要件撤廃、20万円/事業所）
・留学生に対する奨学金等支給への支援
・介護業務に必要な多言語翻訳機の導入支援
・外国人材の日本語学習や介護分野専門研修受講への支援

〇農業

■農業労働力の安定確保推進事業
・外国人材受入れの留意点等を周知する内容を含む研修会開催費用への支援（年２回）
■特定技能外国人のリレー雇用推進
■新 新制度転換に向けた理解促進のための研修会開催

〇林業

■多様な林業の担い手確保育成事業
外国人材の受入れに向けた勉強会の開催や他産業との連携の推進

〇IT人材

■拡 海外IT人材獲得支援事業
海外IT人材のインターンシップ実施に対する支援および助成

令和８年度　外国人児童生徒等教育WGの主な取組

現状

○　外国人児童生徒等をはじめ、発達障がいのある児童生徒や不登校児童生徒など、
一人ひとりの特性や状況に応じた学びの環境整備が課題

○　外国人児童生徒等については、児童生徒が抱える困り感を適切に把握する必要

➡ 外国人児童生徒等の増加を踏まえ、日本語初期指導等の在り方を見直し、インクルーシブな教育を実現する必要

目指す姿

国籍や障がいなど、様々な違いはあっても全ての子どもが共に学ぶことができる学校

令和８年度の取組　インクルーシブな教育の推進

■ 新 インクルーシブな教育の研究

・小学校1年生において25人規模学級を実現するとともに、そのメリットを生かした指導法等を研究することで、
一人ひとりの特性や状況に応じて、教室で共に学ぶことができる学校改革を推進

■ 新 日本語初期指導教室設置の研究

・学びの多様化学校やウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）と連携した日本語初期指導教室の設置の検討

■ 新 外国人児童生徒等の学びや指導の実態の把握

・キャラバン隊の派遣（県内４ブロック毎に年４回（延べ16回））
　※キャラバン隊構成：大学教授、日本語指導に係る中核教員等
・日本語初期指導研究コーディネーターの配置

■ 拡 教員向け研修の実施

・多様性を包み込む学級経営研修（学級担任等対象）
・外国人児童生徒等指導充実に向けた専門家育成研修等（日本語指導担当教員等対象）

■ 新 外国人児童生徒等指導体制の連携強化

・外国人児童生徒等教育推進運営協議会・支援充実連絡協議会の設置

■ 外国人児童就学支援プロジェクト推進事業【県文】

・日本語指導が必要な児童生徒の学習支援

長野県多文化共生推進指針2020（概要）

「長野県多文化共生推進指針2020」（令和2年3月策定）　【基本目標】 共に学び、共に創る　しんしゅう多文化共生新時代

指針の方向性	外国人への生活支援を基礎としつつ、外国人と共に学び、共に活躍できる地域を創る

	1 主な現状と課題	2 施策の方向性 施策目標	施策の柱	3 課題の解決に向けて取組む施策	【該当事業等の番号】
意識づくり・地域づくり	○多文化共生施策を**実施している市町村** ・４５市町村	**Ⅰ 多様性を活かした持続可能な地域づくり**	**【重点施策１】多文化共生モデル地域の創出と発信**	1・ 多文化共生モデル地域からの情報発信	【14】
				2・ 多文化共生意識の浸透	【15】、【16】、【19】、【36】、【69】、【77】、【78】
				3・ 外国人に関する人権教育や啓発	【37】、【38】、【39】、【40】、【41】、【42】,【43】、【69】、【77】、【78】
			地域住民の自主的・主体的活動の推進	4・ 支援や交流のために活動するボランティアの確保	【17】、【18】
				5・ 地域における多文化理解の推進	【９】、【16】、【19】、【34】、【36】
				6・ 交流活動の支援・連携・協働の実施	【９】、【10】、【11】、【12】、【20】
			外国人等の活躍・交流活動の推進	7・ グローバル人材・留学生等の活躍支援	【10】、【11】、【12】、【20】、【43】、【44】、【63】、【65】、【69】
				8・ 活躍している外国人・団体のPR	【69】
				9・ 地域活動への参加の促進	【16】、【17】
相互理解の必要	○**日本語教室がある**市町村 ・３１市町村 ○日本語教室の主催者 **・約６割はﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ**	**Ⅱ 学びとコミュニケーションによる地域づくり**	**【重点施策２】外国人児童生徒等の日本語教育の充実**	10・ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	【21】、【74】、【75】、【76】、【81】
				11・ 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保	【21】、【74】、【75】、【76】
				12・ 就学・進学・就職への支援	【21】、【22】、【44】、【45】、【47】、【74】、【75】、【76】
				13・ 多文化共生の視点に立った教育の充実	【78】
			【重点施策３】地域における日本語教育の充実	14・ 地域における日本語教育の支援	【14】、【23】
				15・ 地域における日本語教育の担い手の養成	【14】、【41】
				16・ 日本語教育等人材バンクの設立	【24】
			「やさしい日本語」の普及	17・ 地域への普及 18・ 学校への普及 19・ 事業者への普及	【16】 ※20～21
まず、大事	○**外国人が求めていること** ①多言語での情報提供、相談体制の充実 ②日本語の学習支援 ③労働環境の改善 ④医療・保健・福祉施策の充実	**Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり**	情報の多言語化	20・ 多言語化の推進	【7】、【8】、【13】、【25】、【32】、【33】、【35】、【48】、【62】、【67】、【68】、【70】、【79】、【80】
				21・ 翻訳・通訳者の紹介、派遣	【26】、【49】、【56】、【57】、【67】
			相談体制の充実	22・ 多言語相談窓口の充実	【13】、【27】、【28】、【50】、【51】、【52】
				23・ 市町村への支援	【14】、【23】、【28】
			労働環境の整備	24・ 就労のための日本語学習の支援	【14】、【23】、【24】、【59】、【60】、【64】、【61】
				25・ 職場内共生の推進	【59】、【61】、【62】、【63】、【64】、【65】 ※26~27
				26・ 外国人が働きやすい就労環境整備	
				27・ 労働・雇用に関する相談体制の充実	【58】、【65】、【66】、【69】
			生活支援（医療・住宅・防災等）	28・ 医療受診体制づくりの促進	【53】、【54】、【55】
				29・ 保健・福祉・介護分野での支援	【56】、【57】、【58】、【59】、【61】、【69】
				30・ 住宅確保のための環境整備	【58】、【71】、【72】、【73】
				31・ 防災知識の普及、災害対策の充実	【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【18】
	○ 関係機関の連携が弱い	多文化共生推進体制の整備（多様な主体との連携・協働体制の構築）			【29】、【30】、【31】,【32】
	○施策を進める根拠法令がない	《国への要望》 多文化共生に係る基本法の制定			